

市営自転車駐車場のご案内

通勤・通学などのため、自転車・原動機付自転車で駅周辺へ行く際は、自転車駐車場をご利用ください。**【一時使用】**1回(1日)単位で利用できます。**【定期利用】**月単位で利用できます。利用月の前月20日から末日までに各自自転車駐車場の該当する定期手続き場所で申請してください。※手続きは管理人滞在時間のみ。**【利用時間】**24時間
※福生駅東口地下のみ午前4時30分～午前1時30分
【管理人不在日】日・祝日、年末年始※福生駅東口地下自転車駐車場を除く。
▼使用料の免除について
生活保護受給世帯、身体障害者

手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、児童扶養手当受給世帯、福生市児童育成手当受給世帯の方は使用料の免除を受けられます。※生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、福生市児童育成手当受給世帯の方は定期使用のみ免除となります。
一時使用の場合は自転車駐車場で手帳を提示してください。定期使用の場合は手帳もしくは証書と印鑑を持参し、定期手続き場所に申請してください。※更新中で証書が手元にない場合は右表の各定期手続き場所へお問い合わせください。
【問合せ】施設公園課公園グループ ☎ 551・1985

自転車駐車場名称	所在地・連絡先	定期手続き場所	管理人常駐時間	使用料 ※〈定期〉は1か月当たり
東福生駅東口	福生 2051-1・☎ 530・8285	福生駅東口地下自転車駐車場	不定期巡回	〈定期のみ〉一般自転車 2,000円、学生自転車 1,000円 〈定期〉一般自転車 2,000円、学生自転車 1,000円、原動機付自転車 3,000円 〈一時〉自転車 100円、原動機付自転車 150円 ※福生駅東口地下は排気量 50cc以下の原動機付自転車に限りです。
東福生駅西口	福生 2153-3・☎ 530・8285		午前6時～午後9時30分	
福生駅東口地下	東町 5-1・☎ 530・8285		不定期巡回	
福生駅西口	福生 997-20・☎ 530・8285	牛浜駅西口自転車駐車場	午前6時30分～10時30分、午後1時～8時	〈定期のみ〉一般自転車 1,600円、学生自転車 800円 〈定期〉一般自転車 1,600円、学生自転車 800円、原動機付自転車 3,000円 〈一時〉自転車 100円、原動機付自転車 150円
牛浜駅東口	牛浜 148-4・☎ 530・8261		不定期巡回	
牛浜駅西口	牛浜 58-1・☎ 530・8261	拜島駅北口1階	午前6時30分～10時30分、午後4時～8時	〈定期のみ〉一般自転車 1,600円、学生自転車 800円 〈定期〉一般自転車 1,600円、学生自転車 800円、原動機付自転車 3,000円 〈一時〉自転車 100円、原動機付自転車 150円
拜島駅北口2階	熊川 1398-1・☎ 530・7902		不定期巡回	
熊川駅東	熊川 798-1・☎ 530・8261	牛浜駅西口自転車駐車場	不定期巡回	

【窓口に来庁される方へ】4月は届出が多いため窓口が混雑します。時間に余裕を持ってお越しください。【問合せ】総合窓口課 ☎ 551・1595

国保だより

▼新しく会社等の健康保険に加入される方へ

国民健康保険に加入していた方が就職などで会社等の健康保険に加入したときは、福生市の国民健康保険の資格を喪失する届出が必要で、会社等の健康保険証が交付されたら、交付後14日以内に市役所1階5番保険年金課保険年金係へ届出をしてください。

届出後の国民健康保険の資格は、会社等の健康保険に加入(取得)した日にさかのぼって喪失されます。
＜届出をしないといけない＞
・国民健康保険の資格喪失が行われず、本来支払う必要のない国民健康保険税も課税されます(届出をした時点で正しい国民健康保険税に算定し直します)。
・病院で国民健康保険証を使用すると、国民健康保険が病院に支払った医療費を返還していただくことがありますので、会社等の健康保険に加入後、病院受診時には必ず新しい保険証を提示してください。
なお、支払った医療費は、会社等の健康保険に請求できます。

＜届出に必要なもの＞

- ① 加入された方全員の会社等の健康保険証(または資格証明書)
- ② 加入された方全員の国民健康保険証
- ③ 届出人の本人確認書類(運転免許証等)

測定場所	熊川1571番地先誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行回数	788	182	51	-122
午前7時～午後7時	658	176	33	-80
午後7時～午後10時	122	4	18	-39
午後10時～午前7時	8	2	0	-3
最高音圧レベル(デシベル)	113	-5	88	1
時間帯補正等価騒音レベル(デシベル)	62	-4	43	-5

④ 印鑑
⑤ 加入された方全員と届出人のマイナンバーがわかるもの
【問合せ】 保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640
「平成30年度版ごみ・リサイクルカレンダー」は届きましたか?
3月16日(金)までに、新しいカレンダーがお手元に届いていない方や、二世帯同居などで2部以上必要な方はご連絡ください。
また、共同住宅版(ポスター)や、英語版のカレンダーも市役所第二棟2階環境課窓口でご用意していますので、ぜひご利用ください。

生垣設置をご検討の方へ

市では、緑化推進の一環として、市民の皆さんが新たに生垣を設置し、今後10年以上にわたって維持管理を行うことが見込まれる場合等に、設置費用を補助します。

減免世帯への指定収集袋の交付について

平成30年度のごみの指定収集袋を、減免対象の世帯に対して一定枚数交付します。該当する場合は申請してください。
【交付日時】 4月2日～平成31年3月29日の月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分 ※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。また水曜日の午後5時15分以降および土曜日は交付できませんので、ご注意ください。
【交付場所】 市役所第二棟2階環境課ごみ対策係
※4月中は混雑状況により市役所1階北側玄関前(郵便局側入口)で臨時窓口を開設します。
【減免対象】 ①生活保護受給者②児童扶養手当受給者(児童手当ではありません)③特別児童扶養手当受給者④遺族基礎年金受給者(条件有り※環境課ごみ対策係にご確認ください)⑤身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税⑥愛の手帳(1度または2度)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税⑦精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税⑧市長が特別の理由があると認めた場合
【交付人数】 <①の方> 本人および証明書に記載されている人数分

<②の方> 該当の子(18歳到達年度の末日(3月31日)までの子)と親
<③の方> 該当の子(20歳未満の子)と親
<④の方> 該当の配偶者と子
<⑤⑥⑦の方> 該当の本人と同一世帯の親、または配偶者※ただし、親と配偶者がともに同一世帯の場合は、配偶者を優先
【交付枚数】
<1人> 可燃用小袋100枚、不燃用小袋20枚
<2人> 可燃用中袋100枚、不燃用中袋20枚
<3人以上> 1人増えるごとに2人分枚数に可燃用中袋50枚、不燃用中袋10枚を加算した枚数を交付します。
※年度途中で申請した場合は、月割りで交付します。
【必要な物】 各種証書等…①生活保護法適用証明書②児童扶養手当証書③特別児童扶養手当証書④遺族基礎年金証書(環境課ごみ対策係にご確認ください)⑤身体障害者手帳⑥愛の手帳⑦精神障害者保健福祉手帳
・<①～⑧共通> 印鑑
※⑤⑥⑦については、世帯全員の市民税非課税の確認が必要なため、当日交付できない場合があります。また交付された指定収集袋を持ち帰るための袋等を、各自ご用意ください。
【問合せ】 環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

ごみが38t減ったよ!	資源の割合が3%減っちゃったよ!
30年1月 925t	30年1月 296t (24%)
29年1月 963t	29年1月 355t (27%)
※資源の割合 = 資源収集量 ÷ ごみと資源収集量	
資源回収団体による資源回収量	
30年1月	93t
29年1月	97t
4月の資源回収予定	
実施団体	実施日
福東幸せ会(熊川第二アパート)	1日(日)
本町第七町会	1日(日)
福栄福寿会	7日(土)
牛浜第一町会	8日(日)
牛浜第二町会	8日(日)
鍋ヶ谷戸第一町会	8日(日)
鍋ヶ谷戸第二町会	8日(日)
富士見台町会	8日(日)
本町町会	8日(日)
志茂第二町会	15日(日)
青少年育成武蔵野地区委員会	15日(日)
原ヶ谷戸町会	15日(日)
福生団地自治会	15日(日)
熊川牛浜町会	22日(日)
南田園二丁目町会	22日(日)
加美平老人クラブ	28日(土)
南田園三丁目町会	29日(祝)
収集地域は実施団体地域内。天候などにより変更する場合があります。 【問合せ】 環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731	

【手話講習会の開催について】 手話通訳奉仕員の養成を目的とした必要技術や心構え等を習得する講習会を実施します。※日時や対象等の詳細は市ホームページをご覧ください。**【場所】** 福祉センターほか**【申込み】** 受付中。3月31日(土)までに市役所1階11番障害福祉課(☎551・1742)へ。